平成２８年（フ）第５１０号
京都市右京区太秦前ノ田町35番地１　グランドゥール太秦708
債務者　奥田　良藏
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５５号
堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地12棟403号
債務者　槇田　裕之
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３４２号
大阪府富田林市昭和町１丁目９番11号―305
債務者　斎藤　　永
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３６９号
堺市南区竹城台１丁１番２―420号
債務者　泉　富士子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
福岡県柳川市七ツ家383番地
債務者　梅崎建設こと　梅崎　琢磨
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第１５９号
沖縄県浦添市城間１丁目11番９号　上原方３Ｆ
債務者　石嶺　武夫
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１９９７号
大阪市東成区大今里１丁目13番20号　Ｋ－ｃｉｔｙマンション503号
債務者　中原　重浩
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０６１号
大阪市平野区喜連２丁目５番77―603号、前住所奈良市神殿町380番地の８
債務者　吉田良子こと　吉田　良子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０９１号
大阪市浪速区浪速西１丁目２番１―401号
債務者　友永　由加（旧姓脇）
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２５８号
大阪市城東区関目１丁目15番７―1503号、住民票上の住所広島県呉市安浦町三津口２丁目24番27号
債務者　橋本真美子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２６２号
大阪市阿倍野区昭和町４丁目７番３号
債務者　林　　良
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３１４号
大阪市旭区清水１丁目15番12号　ＵＯマンション206号
債務者　宮本　眞吾
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８５号
静岡県磐田市元天神町５番地８　ヒルトップ・カトウ306
債務者　土屋　雅美
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
愛知県豊橋市向山町字南中畑30番地（３―303）
債務者　高井　尚子
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月１日午後４時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２１９号
静岡市清水区折戸505番地の１　シェーンパラスト102号、旧住所静岡市駿河区中田本町36番17号　サンシャイン21　102号
債務者　櫻田　幸一
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月８日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５６号
愛知県豊橋市中郷町173番地（401）
債務者　サト設計事務所こと　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部